

法改正 情報

2026 年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編

11876

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 10	② 条文 下から 2行目	相当する額に達するまでは、	相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、
	第1分冊 16	④ 条文 下から 3行目	相当する額とを合算	相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算
	第1分冊 50	側注 プラス α ※2 文末に追加	なお、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が基準額（130万円・150万円・180万円）未満で被扶養者の認定要件に該当し、かつ、他の収入が見込まれないときは、労働契約の内容（賃金から見込まれる年間収入で時間外労働に対する賃金等は含まない。）によって被扶養者の認定を行う。	

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 60	(3) 条文 4行目	2 厚生労働大臣は、	2 厚生労働大臣 ^{※3-1} は、
		側注 プラスα ^{※3-1} を新規追加	<p>プラスα^{※4}</p> <p>厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった場合、同法の規定による都道府県知事の勧告を受けた場合又は当該勧告を受け、これに従わなかった場合には、保険医療機関の指定を行うに当たり、3年以内の期限を付することができる。この場合には、3及び4の規定は適用されない（法68条の2）。</p>	
	第1分冊 65	(7) 条文 2行目	当該開設者である	当該開設者 <u>（医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。）</u> である

以 上